第五節　無線従事者

（義務船舶局等の無線設備の操作）

第三十二条の十　法第三十九条第一項本文の総務省令で定める義務船舶局等の無線設備は、次のとおりとする。ただし、航海の態様が特殊な船舶の無線設備その他総務大臣又は総合通信局長が特に認めるものについては、この限りでない。

［一　略］

二　前号の(1)から(3)までに掲げる船舶に開設されたインマルサット船舶地球局の無線設備（第二十八条の二第一項に規定するインマルサット船舶地球局のインマルサットＣ型のものに限る。）又は第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五ＭＨｚから一、六二六・五ＭＨｚまでの周波数の電波を使用する無線設備

（船舶局無線従事者証明の効力の継続）

第三十四条の十二　法第四十八条の三第一号の総務省令で定める無線局の無線設備は、次のとおりとする。

［一　略］

二　船舶地球局の無線設備

［三　略］

第六節　目的外通信等

（遭難通信等）

第三十六条の二　法第五十二条第一号の総務省令で定める方法は、次の各号に定めるものとする。

［一　略］

二　船舶地球局の無線設備を使用して、別図第二号に定める構成により行うもの

三　海岸地球局が高機能グループ呼出しによつて行うものであつて、別図第三号に定める構成によるもの

［四～八　略］

2　法第五十二条第二号の総務省令で定める方法は、次の各号に定めるものとする。

［一　略］

二　船舶地球局の無線設備を使用して、別図第八号に定める構成により行うもの

三　海岸地球局が高機能グループ呼出しによつて行うものであつて、別図第九号に定める構成によるもの

3　法第五十二条第三号の総務省令で定める方法は、次の各号に定めるものとする。

［一　略］

二　海岸地球局が高機能グループ呼出しによつて行うものであつて、別図第十一号に定める構成によるもの

［三　略］

第五節　無線従事者

（義務船舶局等の無線設備の操作）

第三十二条の十　［同上］

［一　同上］

二　前号の(1)から(3)までに掲げる船舶に開設されたインマルサット船舶地球局の無線設備（第二十八条の二第一項に規定するインマルサット船舶地球局のインマルサットＣ型のものに限る。）

（船舶局無線従事者証明の効力の継続）

第三十四条の十二　［同上］

［一　同上］

二　インマルサット船舶地球局の無線設備

［三　同上］

第六節　目的外通信等

（遭難通信等）

第三十六条の二　［同上］

［一　同上］

二　インマルサット船舶地球局の無線設備を使用して、別図第二号に定める構成により行うもの

三　海岸地球局がインマルサット高機能グループ呼出しによつて行うものであつて、別図第三号に定める構成によるもの

［四～八　同上］

2　［同上］

［一　同上］

二　インマルサット船舶地球局の無線設備を使用して、別図第八号に定める構成により行うもの

三　海岸地球局がインマルサット高機能グループ呼出しによつて行うものであつて、別図第九号に定める構成によるもの

3　［同上］

［一　同上］

二　海岸地球局がインマルサット高機能グループ呼出しによつて行うものであつて、別図第十一号に定める構成によるもの

［三　同上］